

政務活動費 会計帳簿 議員氏名: 池田 正義 令和5年度 (単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
R5・4・3				政務活動費	400,000		100%	0		
							100%	0		
							100%	0		
							100%	0		
							100%	0		
							100%	0		
							100%	0		
							100%	0		
R5・4・28	G	資料購入費	13	聖教・公明新聞購読料4月分		3,821	100%	3,821	聖教新聞販売店	
R5・4・26	H	事務所費	7	東事務所電気料4月分		4,227	90%	3,804	関西電力株式会社	
R5・4・28	H	事務所費	9	西事務所賃借料4月分		77,000	90%	69,300	(株)明倫館	
R5・4・28	H	事務所費	10	東事務所賃借料4月分		30,440	90%	27,396		
R5・4・28	H	事務所費	11	東事務所駐車場料4月分		10,000	90%	9,000		
R5・4・3	I	事務所費	1	複合機リース料		13,530	90%	12,177	シャープファイナンス	
R5・4・3	I	事務所費	2	来客用コピー豆		2,485	90%	2,236	ファミリーマート舞鶴円満寺店	
R5・4・10	I	事務所費	3	携帯電話料2月分		9,035	50%	4,517	KDDI株式会社	
R5・4・21	I	事務所費	5	レンタルサーバー月額利用料・管理費・ドメイン更新料		18,700	90%	16,830	(株)ウイズダム	
R5・4・25	I	事務所費	6	来客用コピー豆		1,075	90%	967	セブンイレブン	
R5・4・27	I	事務所費	8	切手(84円×20枚)		1,680	90%	1,512	日本郵便株式会社	
R5・4・28	J	人件費	12	事務員給与4月分		75,000	90%	67,500		

収入計(A)	支出計(B)	計上計(C)
0	0	0

項目名	調査研究費
区分	A
支出件数	0件

政務活動費 会計帳簿

議員氏名:

池田 正義

令和5年度

(単位:円)

年月日	用途区分	使途項目	額収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
	B	研修費		0件		0		0		
	C	広聴広報費		0件		0		0		
	D	要請陳情等活動費		0件		0		0		
	E	会議費		0件		0		0		
	F	資料作成費		0件		0		0		
	G	資料購入費		1件		3,821		3,821		
	H	事務所費		4件		121,667		109,500		
	I	事務費		6件		46,505		38,239		
	J	人件費		1件		75,000		67,500	(A)-(G)	
				12件	400,000	246,993		219,060		

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	池田 正義	整理番号	10		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>賃料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	聖教・公明新聞購読料				
支 払 金 額	3,821	按分率	100%	計 上 額	3,821
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

新聞購読料 領 収 証

池田 正義 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年4月分

領収日 4月28日

領収金額	¥3,821
------	--------

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 高木 一敏
住 所 舞鶴市朝来中795-117
TEL 0773-66-0585 FAX 0773-66-0586

お申込先 26059-25047(1143)



第8号様式（第7条関係）

令和5年度 事務所状況等説明書

議員名 池田 正義

① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外 ④⑤は自宅の場合記入不要
② 所在地	住所： [REDACTED] 電話：0773-77-5670 延べ床面積 50.65 m²	
③ 他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
④ 建物の所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件（賃貸借契約先 [REDACTED] ） 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係：） <input type="checkbox"/> 関連会社等（所在地：） <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
⑤ 敷地の所有者	<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族（議員との関係：） <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係：） <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者	
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合（政務活動に要した使用領域（面積等）、使用時間等） <input type="checkbox"/> 全体使用面積 m ² (X) 内、政務活動使用面積 m ² (Y) <input checked="" type="checkbox"/> 全体使用時間 40 日・時間 (X) 内、政務活動使用時間 36 日・時間 (Y) $(Y) / (X) = 36 / 40$ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">按分率 9/10</div>
	人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合（政務活動の業務に従事した時間、日数） <input checked="" type="checkbox"/> 全体活動業務時間 60 日・時間 (X) 内、政務活動業務時間 54 日・時間 (Y) $(Y) / (X) = 54 / 60$ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">按分率 9/10</div>
⑦ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 （按分率の考え方： 6と同率）	
⑧ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 （按分率の考え方： 6と同率）	
⑨ 光熱水費等の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 （按分率の考え方： 6と同率）	

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方: 6と同率)						
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方: 6と同率)						
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 □ 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) □ 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 1 人 按分率 9/10 (按分率の考え方:) <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p style="text-align: center;">計 1 人</p>						
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<table style="display: inline-table; border: none; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;"><input type="checkbox"/> 事務所賃借料</td> <td style="padding: 0 10px;"><input type="checkbox"/> 駐車場代</td> <td style="padding: 0 10px;"><input type="checkbox"/> 光熱水費等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;"><input type="checkbox"/> 固定電話等通信費</td> <td style="padding: 0 10px;"><input type="checkbox"/> その他の事務費</td> <td style="padding: 0 10px;"><input type="checkbox"/> 人件費</td> </tr> </table>)	<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等	<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費
<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等					
<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費					
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) <input type="checkbox"/> 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) <input type="checkbox"/> 職員の雇用契約書の写し <input type="checkbox"/> 勤務実績表						
⑮ 補足事項等							

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

[参考] 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
 ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
 イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要		
② 所在地	住所： 電話：	延べ床面積		131.94		
③ 他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
④ 建物の所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件（賃貸借契約先 株式会社 明倫館 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係： <input type="checkbox"/> 関連会社等（所在地： <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
⑤ 敷地の所有者	<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族（議員との関係： <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係： <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者					
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合（政務活動に要した使用領域（面積等）、使用時間等） <input type="checkbox"/> 全体使用面積 m^2 (X) 内、政務活動使用面積 m^2 (Y) <input checked="" type="checkbox"/> 全体使用时间 60 日・欄 (X) 内、政務活動使用时间 54 日・欄 (Y) $(Y) / (X) = 54 / 60$ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合			按分率	9/10
	人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合（政務活動の業務に従事した時間、日数） <input checked="" type="checkbox"/> 全体活動業務時間 60 日・欄 (X) 内、政務活動業務時間 54 日・欄 (Y) $(Y) / (X) = 54 / 60$ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合			按分率	9/10
⑦ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 （按分率の考え方： 6と同率）					
⑧ 駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / （按分率の考え方： ）					
⑨ 光熱水費等の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 （按分率の考え方： 6と同率）					

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方: 6と同率)
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9/10 (按分率の考え方: 6と同率)
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 1 人 按分率 9/10 (按分率の考え方:) <hr/> 計 1 人
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 { <input type="checkbox"/> 事務所賃借料 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> 光熱水費等 <input type="checkbox"/> 固定電話等通信費 <input type="checkbox"/> その他の事務費 <input type="checkbox"/> 人件費 }
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) <input type="checkbox"/> 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) <input type="checkbox"/> 職員の雇用契約書の写し <input type="checkbox"/> 勤務実績表
⑮ 補足事項等	

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	池田 正義	整理番号	7
費 目	調査研究費、研修費、広報広報費、要請原簿等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、 事務所 事務費、人件費		
支払内容	東事務所電気料4月分		
支払金額	4,227	按分率	90% 計上額 3,804
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備 考	(領収書は、重ならないように貼付してください。)		
D 5- 4-26 電気料金 4,227			

電気ご使用量のお知らせ

池田 正義 様
いつもご利用いただきありがとうございます。

本書作成年月日
令和 5年 4月14日

お客様番号 1234 日理所番号 144 今回検針日 4月14日 次回検針日 5月17日

供給地点特定番号 (1) []

年月分 5年 4月分 請求金額 4,227円 使用期間 3月14日~ 4月13日 支払期限日 5月15日

ご契約種別1 従量電灯A 請求金額 4,227円

当月ご使用量 199kWh
ご参考 前年同月ご使用量 (期間 3月14日~ 4月13日) 144kWh

当月指示数 04108.8
前月指示数 03904.9

(内 訳)	円 銭	(内 訳)	円 銭
最低料金	379.76	再エネ促進賦課金	886.00
1段料金	2,132.55	消費税等相当額再掲	384.00
2段料金	2,031.09		
燃料費調整額	-947.18		
口座振替割引額	-55.00		

計器番号 336

ご契約種別2 ***** 請求金額 *****

(内 訳)	円 銭	(内 訳)	円 銭

関西電力

従量電灯A	(参考) 託送料金相当額(再掲)	1,794円
	うち賠償負担金相当額	
	及び廃炉円滑化負担金相当額	47円76銭

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

5年 4月分 ご請求に関するお知らせ

初回振替日 4月26日 再振替予定日 5月10日

4月分料金の振替日は4月26日となります。
なお、振替日に引落しができなかった場合は、5月10日に、再度引落しをさせていただきます。

電気料金領収済のお知らせ

下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

ご契約種別	従量電灯A
年月分	5年 3月分
領収金額	4,017円 *****
消費税等相当額(再掲)	365円
ご使用期間	2月14日~ 3月13日
ご使用量	192kWh
振替日	3月27日

口座名義 [] 店舗 [] 口座番号 []

印紙税申請納付につき北税務課承認済

※口座振替による領収の場合、お客様情報照録の観点から、ご口座情報につきましては、お客様からのご希望がある場合にのみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
<ご使用場所> 舞鶴市字森29-5

単 価 名 称	月 分	従量電灯A	
		最初の15kWh に対して	15kWhをこえる 1kWhにつき
燃料費調整	当月分	-71円34銭	-4円76銭
	翌月分	-71円34銭	-4円76銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	51円75銭	3円45銭

関西電力

(注)本領収書は、領収書の代りとして使用できません。

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	池田 正義	整理番号	9		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支 払 内 容	西事務所賃借料4月分				
支 払 金 額	77,000	按分率	90%	計 上 額	69,300
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p>D 5- 4-28 ATM振込 77,000 (カ)メイリツカフ</p>				

お取引先様各位

令和2年5月吉日

商号変更
及び
銀行取引口座番号変更のお知らせ

株式会社 木下金物店
代表取締役 木下良一

謹啓

貴社ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

さてこの度、弊社(株)木下金物店は従来の建築金物の販売・施工業に加え

コンビニ事業を併せて行う事と致しました。

つきましては、それに伴い商号の変更と銀行取引の口座番号が変更となりますので

ここに謹んで報告致しますと共に旧に倍しましてのご愛顧を賜りますよう

お願い申し上げます。

記

変更はいずれも6月1日よりとなります。

商号変更

旧 株式会社 木下金物店
代表取締役 木下良一

新 株式会社 明倫館
代表取締役 木下良一

新口座番号(口座名義は上記商号と同じです)

新 京都銀行 西舞鶴支店 当座預金 114717

新 京都北都信用金庫舞鶴中央支店 当座預金 5009674

新 京都北都信用金庫舞鶴中央支店 普通預金 0671099

繁忙中、お手数をおかけし恐れ入りますが事務変更の手続きを

よろしくお願いいたします。

末筆になりますが貴社のより一層のご繁栄を祈念申し上げます。

賃貸借契約書

賃貸人 株式会社 木下金物店（以下甲という）と賃借人 池田正義（以下乙という）
とは、甲所有の後記表示物件（以下本物件という）につき次の通り賃貸借契約を締結する。

（賃料）

第一条 乙は本物件を事務所の目的をもって一ヶ月 100,000 円（内訳 賃料 90,000 円、消費税 4,500 円、便槽点検料 5,500 円）にて甲より賃借りし毎月末日限り翌月分を甲の指定する銀行口座まで持参して支払うものとする。

（敷金・礼金）

第二条 乙は敷金として金 100,000 円を甲に平成 24 年 12 月 31 日までに預託する。本金額は無利子とし、本物件明渡しの際乙が一切の債務を清算したのち、乙に返還されるものとする。又乙は礼金として金 200,000 円を平成 24 年 12 月 31 日までに甲に支払うものとし、これはいかなる理由があろうとも返還されないものとする。

（賃貸借期間）

第三条 本賃貸借期間は平成 25 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの満 3 年とする。但し、契約満了の日までに甲、乙両者のいずれかが別段の意思を表示した場合の他は、更新出来るものとする。

（賃料の変更）

第四条 賃料が物価及び消費税の変動、公租公課の増徴、その他の理由により不相当となった時は協議の上これを変更することが出来る。

（譲渡、転貸の禁止）

第五条 イ・乙は本物件を第三者に転貸し、又は他人を同居させ、或いは賃借権を譲渡する等の行為は一切し得ないものとする。
ロ・本条（1）項に従い、事実上その様な行為があった場合、甲は本契約を無条件で直ちに解除する事ができる。

（増改築等の制限）

第六条 乙は、甲の事前に文書による承諾を得なければ、本物件に造作を施し、又は増改築、

第3条の規定により契約は自動更新され、令和6年12月31日まで有効

第一条の使用目的変更、既存物の取り壊し等、本物件並びにこれに付随する既存工作物の現状の変更を行ってはならない。

(使用上の注意義務)

第七条 乙は本物件を使用するに当り善良な管理者の注意をもって管理を行う義務を負うものとし、危険若しくは近隣の迷惑となる行為は行ってはならない。且つ、乙の責に帰すべき事由により本物件に損害を与えた時は、乙は遅滞無く自己の費用において、復旧修理し又は損害賠償の責に任じるものとする。

(解除)

第八条 乙が次の場合の一に該当した時は、甲は催促をしないで直ちに本契約を解除することができる。

- イ. 乙が2ヶ月分以上の賃料の支払を怠ったとき。
- ロ. 賃料の支払をしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲と乙との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- ハ. その他、本契約に違反したとき。

(解約予告及び明渡し義務)

第九条 イ・甲は第三条に定める期間中と雖も、必要と認めたときは、六ヶ月の予告期間をもって本物件の明渡し返還を請求できる。

- ロ・前項の場合は乙は異議なくこれに応じなければならないものとし、予告期間の経過とともに本契約は終了するものとする。

(返還)

第十条 第三条期間満了又は第八条、第九条により解約となったときは、乙は自己の費用をもって本物件を現状に復した上明渡し、甲に返還しなければならない。

(負担の帰属)

第十一条 イ・本物件の公租公課は甲の負担とする。

- ロ・電気、ガス、水道、町内会費その他使用上の雑費は乙の負担とする。

(契約の終了)

第十二条 本物件が朽廃もしくは火災等不可抗力により使用不能となったときはこの契約は当然終了する。

(その他契約終了原因)

上記契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を保有する。

平成 24 年 12 月 28 日

貸主 (甲)

住所 京都府舞鶴市字上安 199-1

氏名 株式会社 木下金物店

借主 (乙)

住所

氏名 池田 正義

連帯保証人

住所

氏名

宅地建物取引業者

㊞

賃貸借賃料変更契約書

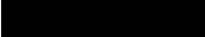
賃貸人 株式会社 木下金物店(以下甲という)と賃借人 池田正義(以下乙という)とは甲所有の後記表示物件(以下本物件という)につき次の通り賃貸借賃料変更契約を締結する。尚、賃料以外の約定 第二条以下第十五条について平成24年12月28日付の賃貸借契約書をそのまま踏襲することとする。

(賃料)

第一条 乙は本物件を事務所の目的をもって一ヶ月77000円(内訳 賃料70.000円、消費税7.000円)にて甲より賃借りし毎月末日限り翌月分を甲の指定する銀行口座宛て支払うものとする。

◆特記 : 上記は令和元年10月分 賃料より効力を発揮するものとする。

◆建物の表示

所在地 : 
種類 : 事務所
構造 : 鉄骨ALC造の1部
床面積 : 図面記載部分

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し甲・乙各1通を保有する。

令和元年8月26日

貸主(甲)

住所 京都府舞鶴市字上安199-1

氏名 株式会社 木下金物店

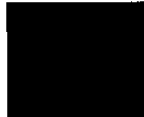


借主(乙)

住所



氏名 池田 正義



駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 池田 正義 との間に、次の通り駐車場賃貸借契約を締結します。

第1条 (使用目的) 賃借人は、駐車場として使用するものとし、他の用途に使用してはなりません。

第2条 (賃貸借期間) 賃貸借の期間は平成 27 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの 4 年間とし、双方異議がなければ本契約は更新されるものとする。

第3条 (賃料) 乙は駐車場 4 台分を 1 ヶ月 10,000 円として甲より賃借し、賃借人は毎月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座に支払うものとする。
但し、その賃料が経済事情等により不相当となった時には、甲、乙の協議により変更することができるものとします。

第4条 (その他) 本契約に定めない事項については、関係法規並びに慣習に従うものとし、甲、乙は其々信義を重んじ誠意をもって協議の上、善処するものとする。

賃料の振込先

[REDACTED]

駐車場の場所

[REDACTED]

本契約締結の証として 本契約書式通を作成し、貸主、借主各壹通を保有する。

平成 27 年 5 月 1 日

賃貸人 (甲)

住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

[REDACTED]

賃借人 (乙)

住所

[REDACTED]

氏名

池田 正義

[REDACTED]

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	池田 正義	整理番号	10												
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費														
支払内容	東事務所賃借料4月分														
支払金額	30,440	按分率	90%	計上額	27,396										
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり														
備 考	<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>D 5-</td> <td>4-28</td> <td>ATM振込</td> <td>30,000</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>D 5-</td> <td>4-28</td> <td>手数料</td> <td>440</td> <td>■</td> </tr> </table>					D 5-	4-28	ATM振込	30,000	■	D 5-	4-28	手数料	440	■
D 5-	4-28	ATM振込	30,000	■											
D 5-	4-28	手数料	440	■											

建物賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 池田 正義 との間に、次の通り建物賃貸借契約を締結します。

第1条 (目的建物の表示)

建物の所在場所	[redacted]
構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積	1階 27.54㎡、2階 25.11㎡

第2条 (使用目的)

賃借人は、本件建物を店舗・事務所に使用するものとし、他の用途に使用してはなりません。

第3条 (賃貸借期間)

賃貸借の期間は平成27年5月1日から平成31年4月30日までの4年間とし、双方異議が無ければ本契約は更新されるものとする。

第4条 (賃料)

- (1) 賃料は壹ヶ月金参萬円也とし、賃借人は毎月末日までに翌月分を賃貸人の指定の方法により支払うものとし、又、本契約締結が1ヶ月未満の場合は、賃料は日割計算とし、明け渡し時は日割計算を行わないものとする。
但し、その賃料が経済事情の変動公租公課の増額近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、契約期間中であっても甲、乙協議の上、変更する事が出来るものとし、
- (2) 乙の専用に供する電気、上下水道、ガス(各個別メーター)料金は乙の負担とし支払うものとする。

第5条 (敷金)

- (1) 乙は敷金……円也を甲に預託し、甲はこれを受領した。
但し、敷金は無利息とし、本契約が終了して賃貸借物件の明渡を完了した時、甲は第5条(3)の費用を控除し1ヶ月後乙に返還する。
- (2) 乙は本契約が終了し明渡の時でなければ、敷金をもって賃料その他本契約上の支払いに充当する事を、甲に主張する事はできないものとする。

第3条の規定により契約は自動更新され令和5年4月30日まで有効

第11条 (契約解除)

賃借人が、次の場合の1つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除する事が出来るものとします。

- (1) 2ヵ月分以上の賃料及び諸費用の支払を怠ったとき。
- (2) 賃料の支払をしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- (3) 長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき
- (4) 銀行取引の停止又は解散、破産、会社整理、会社更生法等の申立てを受けたとき。
- (5) その他 本契約に違反したとき。

第12条 (期間内解約)

賃貸借契約期間中において、乙の都合により本契約を解除する時は、明渡し1ヶ月前迄に、甲の都合により解約する時は、6ヶ月前迄にそれぞれ相手方に書面にて予告することとする。但し乙はこの予告にかえて、賃料の1ヶ月相当額を支払い即時解約することができる。

第13条 (免責)

震災、風水害、火災、盗難その他甲の責めに帰することのできない事由により乙が損害を蒙った場合は、甲は損害を補填の責めを負わない。

第14条 (明渡しの際の原状回復義務)

賃借人は、建物の明渡しに際し自己の所有又は保管する物件を全部除去し、造作加工したものがあればすべてこれを原状に復した上で賃貸人の立会を求め本件建物の引渡しをするものとします。但し、賃貸人の承諾があれば造作したまま明渡すことが出来るが見苦しくないよう補修復して明渡す事とします。

第15条 (移転料等の不請求)

賃借人は、本件建物の明渡しに際し賃貸人に対し 移転料 老舗料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。

第16条 (連帯保証人)

- (1) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃貸人に対する賃借人の一切の債務について保証し 賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。
- (2) 連帯保証人は、本契約が更新された場合も第16条(1)の義務を果たすものとします。

第17条 (当然消滅)

本契約は、次の場合には催告その他の手続をしないで当然消滅するものとします。

- (1) 本件建物が、火災その他の災害で大破又は滅失したとき。
- (2) 本件建物の全部又は一部が公共事業の為買上収用又は使用され本契約を存続する事が出来ない時。

- (3) 甲は乙が明渡の時、賃料その他の債権、修繕費を有する場合は敷金からその債務の弁済を受ける事ができるものとする。

第6条 (賃借人の注意事項)

- (1) 乙は賃借物を善良な管理者の注意をもって保全し、使用するものとします。
- (2) 乙の使用人、訪問者その他 乙の関係人が故意又は過失によって本物件に破損、故障その他の損害を与えた場合には、乙は遅滞無くその旨を甲に連絡するとともに、その負担において現状に復さなければならない。

第7条 (立入)

甲は賃貸物件の維持又は修繕等必要がある場合には、これに立入る事ができる。この場合、原則として事前に乙の了解を得るものとする。但し緊急の場合はこの限りでない。

第8条 (禁止事項)

乙は次に定める行為をしてはならない。

- (1) 賃借権の一部又は全部を第三者に譲渡し又はこれを担保の用に供すること。
- (2) 本物件の一部又は全部を第三者に転貸し、若しくは名目の如何を問わず第三者に使用させること。
- (3) 敷金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供すること。
- (4) 本物件の維持保全を害すること。

第9条 (修理等)

- (1) 本物件の諸造作 諸設備が破損または故障により修理を要する箇所が生じた時は、乙は速やかに甲に通知するものとする。
- (2) 前項の通知により甲が建物保全上必要と認めた修理は甲がその費用を負担して実施する。但し、乙の故意、又は過失に基づく事由による修理は乙が費用を負担するものとする。
- (3) 乙は本物件の造作、改造、修理及び模様替え等現状を変更する工事を行う場合は、予め甲の承諾を得た上で着手することとする。

第10条 (原状回復、損害賠償義務)

賃借人 (その家族 使用人を含む) の責に帰すべき事由により建物を汚損破損もしくは滅失したとき又は、賃貸人の承諾なしに建物の原状を変更したときは 賃借人はすみやかにこれを原状に回復し又は、損害の賠償をするものとします。

第18条 (合意管轄)

この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする事に各当事者は合意しました。

第19条 (特約事項)

*家賃は、下記口座に振込支払う事とします。

普通預金 [redacted] 名義 [redacted]

*賃貸物件の改装・造作の変更を行う場合、賃貸人の指定業者にて行うこととする。

*賃借人は本物件明渡しの際、備品等を全て取去し明渡すこととする。

*賃借人は借家人賠償付きの保険に加入することとする。

*賃借人は地元町内会に加入し、町内会費を負担することとする。

本契約締結の証として 本契約書式通を作成し、貸主、借主各壹通を保有する。

平成27年 5月 / 日

賃貸人 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

TEL ([redacted] - [redacted])

賃借人 住所 [redacted]

氏名 池田正義

連帯保証人

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	池田 正義	整理番号	//		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所</u> 費・事務費・人件費				
支 払 内 容	東事務所駐車場料4月分				
支 払 金 額	10,000	按分率	90%	計 上 額	9,000
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

D 5- 4-28 | ATM振込 | 10,000 | XXXXXXXXXX

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	池田 正義	整理番号	/		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> 人件費				
支払内容	複合機リース料4月分				
支払金額	13,530	按分率	90%	計上額	12,177
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p>D 5- 4- 3 13,530 シャ-7°ファイナ</p>					

池田まさよし事務所 御中

(6401K0505139) 01932-01932

(お問い合わせ窓口)
541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター
0570-003338

【営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)】

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年 3月10日	お問い合わせ番号	
商品名	デジタルカラーフクロウキ <small>※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。</small>		
リース期間	2020年 3月10日から 2025年 3月9日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	811,800円	内消費税額	73,800円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示していません。

支店	口座番号*****
預金種別	口座名義人 イタダ マサヨシ
お取扱店	有限会社 コークス TEL 0773-20-1100

お支払明細

作成日 2020年 3月 16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	2020年 4月	135300	12330	798270
2	2020年 5月	135300	12330	784740
3	2020年 6月	135300	12330	771210
4	2020年 7月	135300	12330	757680
5	2020年 8月	135300	12330	744150
6	2020年 9月	135300	12330	730620
7	2020年 10月	135300	12330	717090
8	2020年 11月	135300	12330	703560
9	2020年 12月	135300	12330	690030
10	2021年 1月	135300	12330	676500
11	2021年 2月	135300	12330	662970
12	2021年 3月	135300	12330	649440
13	2021年 4月	135300	12330	635910
14	2021年 5月	135300	12330	622380
15	2021年 6月	135300	12330	608850
16	2021年 7月	135300	12330	595320
17	2021年 8月	135300	12330	581790
18	2021年 9月	135300	12330	568260
19	2021年 10月	135300	12330	554730
20	2021年 11月	135300	12330	541200
21	2021年 12月	135300	12330	527670
22	2022年 1月	135300	12330	514140
23	2022年 2月	135300	12330	500610
24	2022年 3月	135300	12330	487080
25	2022年 4月	135300	12330	473550
26	2022年 5月	135300	12330	460020
27	2022年 6月	135300	12330	446490
28	2022年 7月	135300	12330	432960
29	2022年 8月	135300	12330	419430
30	2022年 9月	135300	12330	405900
31	2022年 10月	135300	12330	392370
32	2022年 11月	135300	12330	378840
33	2022年 12月	135300	12330	365310
34	2023年 1月	135300	12330	351780
35	2023年 2月	135300	12330	338250
36	2023年 3月	135300	12330	324720
37	2023年 4月	135300	12330	311190
38	2023年 5月	135300	12330	297660
39	2023年 6月	135300	12330	284130
40	2023年 7月	135300	12330	270600
41	2023年 8月	135300	12330	257070
42	2023年 9月	135300	12330	243540
43	2023年 10月	135300	12330	230010
44	2023年 11月	135300	12330	216480
45	2023年 12月	135300	12330	202950
46	2024年 1月	135300	12330	189420
47	2024年 2月	135300	12330	175890
48	2024年 3月	135300	12330	162360

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。
消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 京都支店
京都市南区上鳥羽菅田町4-8 管地

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	池田 正義	整理番号	2
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
支払内容	来客用コーヒー豆		
支払金額	2,485	按分率	90% 計上額 2,236
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり		
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

FamilyMart

舞鶴円満寺店
 京都府舞鶴市字円満寺小字八丁
 142-1
 電話：0773-78-2388

2023年 4月 3日 (月) 6:25
 領収証 No. 001
 2-9735

専ミルクツイスト3本入 ¥128軽
 ◎RGモカブレンド @588× 2点 ¥1,176軽
 ◎RGオリジナルブレンド @588× 2点 ¥1,176軽
 レジ袋20号バイオマス ¥5
合 計 ¥2,485
 (10%対象 ¥5)
 (8%対象 ¥2,480)
 (内消費税等 ¥183)
 お 預 り ¥5,005
 お 釣 り ¥2,520

「軽」は軽減税率対象商品です。
 dh*イント *****
 dh*イント取引番号
 ショッピングP(3日内加算)
 現在利用可能*イント
 カードが無効の場合、ポイントは
 たまりません。ポイントに関わる
 各種キャンペーンの詳細は、
 ファミリーマートのホームページ
 にてご確認ください。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	池田 正義	整理番号	3		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費				
支払内容	携帯電話料2月分				
支払金額	9,035	按分率	50%	計上額	4,517
按分率の考え方	後援会活動にも使用しており使用実態に占める政務活動の割合が不明				
備考	(領収書は、重ならないように貼付してください。)				

お支払日	2023年 4月10日	今回ご請求額	12,994円	会員番号	[REDACTED]	VISA
カード名称	京都カードNeoゴールドカード	お取引店	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

クレジットカードのご利用可能枠

クレジットカード利用可能枠※1	200万円
ショッピング利用可能枠	200万円
内 割賦取引利用可能枠※2	200万円
内 リボルビング利用可能枠	200万円
キャッシング利用可能枠	50万円
内 リボルビング利用可能枠	50万円

今回ご請求額の内訳

今回ご請求額	12,994円
▲事前お支払い額	0円
今回お支払前残高	12,994円

※お客さまの個人情報保護のため、会員番号と口座番号の下3桁は「***」と表示しています。

リボ事前登録サービス登録状況

	ショッピング	キャッシング
登録無	登録無	登録無
(ご登録変更日)	年 月 日	年 月 日

リボ払いの登録内容

	ショッピング	キャッシング
お支払方式	元金定額	元金定額
毎月のお支払額	5,000円	10,000円
ボーナス加算月	*月 *月	*月 *月
ボーナス加算額	***円	***円

- 1 2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、リボ払いは割賦取引利用可能枠の範囲内でご利用いただけます。リボ払いは、割賦取引利用可能枠とリボルビング利用可能枠が異なる場合、リボルビング利用可能枠の範囲内でご利用いただけます。キャッシング利用可能枠はショッピング利用可能枠の内枠として設定させていただきます。上記利用可能枠は、お支払期日の到来していないご利用分も含めたものとしますのでご注意ください。
- 2 会員規約に定めるショッピングの分割払い利用可能枠と割賦取引利用可能枠は同額です。
- 3 今回ご請求合計額に「-」(マイナス)の表示があるものは、クレジットカードご利用代金お支払口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。

※お支払方式が強弱スライドの場合、ご利用残高によって毎月のお支払額が変わります。

※ご登録内容の基準日は、本ご利用明細作成日時点となります。

※リボ払いのご利用残高がリボ払いの利用可能枠を超えた場合、その超過額は一括でお支払いいただけます。

ご利用明細 ※ご利用者欄の数字はご利用いただいたカードをあらわしています。1=本人会員 2=本人会員(リボ払い専用カード) 3=家族会員 4=家族会員(リボ払い専用カード) また、「V」はVisa、「M」はMastercardをあらわしています。

ご利用年月日	ご利用者	ご利用内容	新規ご利用額(円)	今回ご請求額(円)	備考		
					現地通貨額	通貨略称	換算レート(円)
3.02.28V	1	au電話利用料	9,444	9,444			

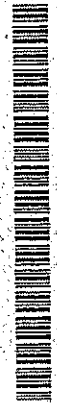
料金内訳書 <凡例>税込みまたは免税料金等：「*」、旧税率対象料金：「#」 発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 3月 5日

親展 重要

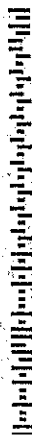
郵便



義 様



023420 00076083 0076013#



〒102-8460 東京都千代田区塚田3-10-10 ガーデンエタワー

利用料金のご案内
CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます

年月 BILLING PERIOD 2023年 2月

DUE DATE ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日

KDDI株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

面の一部分からでないにがし、中ををご覧ください。②

水などに濡れた場合は、完全に乾かしてはがしてください。

ご請求コード	9,444円	ご利用年月	●合計
金額(円)	内訳(円)		

●au電話料金				
ご利用番号	6,725			●合計
<2月ご利用内訳>	6,725			本番機コード
▼プラン利用料	5,180			ご利用月数は2023年 3月で10
新auビタットプラン+通話定額	4,180			データ利用量は1GB~4GBです。
新auビタットプラン(データ)	3,200			カウント対象回線数 2台
2年契約+家族割	-1,500			
LTE NET	300			
家族割プラス/auスマートバリュー	-1,000			
▼通話料/新auビタットプラン+通話定額	42			
通話料	30,880			
SMS(Cメール)送信料	42			
通話定額割引額	-30,740			
家族間通話金割引(2年契約+家族割)	-140			
▼故障紛失サポート(ACS)/税込	979			
Apple製品保証/税込	770	*		(本体価格700円)
Apple製品紛失補償/税込	209	*		(本体価格190円)
▼コンビニサービス料	2			
▼消費税等(10%)	522			10%消費税の課税対象額 5,22
●au機器代金/各種オプション品				●合計
ご利用番号	2,090			
▼購入機器代金/各種オプション品	2,090			2,090 * 48回払い44回目。残額 8,
分割支払金				アップグレードプログラムが利用可能
●auかんたん決済利用料				●合計
ご利用番号	X 409			
▼auかんたん決済利用料	409	*		10%消費税の課税対象額 200円
auスマートパス/税込				
●基礎課金発行手数料	200			
▼請求書発行手数料	20			
▼消費税等(10%)				

9,005

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	池田 正義	整理番号	6		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費・人件費)				
支払内容	来客用コーヒー豆				
支払金額	1,075	按分率	90%	計上額	967
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

セブン-イレブン
舞鶴丸山口店
京都府舞鶴市森本町31-6

電話：0773-62-8011 ショップ#1

2023年04月25日(火) 12:09 賣102

領 収 書

7Pプレミアムモカブレンド 300g *498
7P ガリナブレンド 300g *498

小 計(税抜 8%) ¥996
消費税等(8%) ¥79

合 計 ¥1,075
(税率 8%対象 ¥1,075)
(内消費税等 8% ¥79)

お 預 り ¥1,100
お 釣 ¥25

お買上明細は上記のとおりです。

[※]マークは軽減税率対象です。

伝票番号 230-425-172-5513



政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	池田 正義	整理番号	8		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費				
支払内容	切手(84円×20枚)				
支払金額	1,680	按分率	90%	計上額	1,512
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

領収書

池田 正義 様

[販売]
おもてなしの花20集84・切手
840円 2枚 ¥1,680

小 計 ¥1,680

課税計(10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥1,680

合計 ¥1,680
お預り金額 ¥2,080
おつり ¥400



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時:2023年 4月27日 15:00
発行No.230427J4028 端N18箱02
連絡先:舞鶴森郵便局
TEL:0773-62-4906

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	池田 正義	整理番号	12		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費				
支 払 内 容	事務員給与4月分				
支 払 金 額	75,000	按分率	90%	計 上 額	67,500
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
D 5- 4-28 ATM振込 75,000 XXXXXXXXXX					

参考様式

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■	■■■■■
現 住 所	■■■■■	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	令和5年 4月 1日から 令和6年 3月 31日まで	
就 業 場 所	舞鶴市森本町29-5 池田まさよし事務所	
仕 事 内 容	政務活動に係る調査補助	
就 業 時 間 (休 憩 時 間)	午前・午後 10時 00分から 午前・午後 16時 00分まで (休憩時間は、12時00分から13時00分)	
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇	
給 与 (賃 金)	令和5年4月～令和6年3月 時給 1,000円	
給 与 支 払	毎月分を月末に支払	
給 与 3 込 先	■■■■■	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和5年 4月 1日		
雇 用 者	京都府議会議員	池田 正義 ■■■■
被雇用者	■■■■■	

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023年(西暦) 4月分		氏名		議員との関係		<input type="checkbox"/> 親族 (口生計同一、口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土				0:00			0:00
2	日				0:00			0:00
3	月				0:00			0:00
4	火				0:00			0:00
5	水				0:00			0:00
6	木				0:00			0:00
7	金				0:00			0:00
8	土				0:00			0:00
9	日				0:00			0:00
10	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
11	火	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
12	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
13	木	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
14	金	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
15	土				0:00			0:00
16	日				0:00			0:00
17	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
18	火	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
19	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
20	木	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
21	金	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
22	土				0:00			0:00
23	日				0:00			0:00
24	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
25	火	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
26	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
27	木	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
28	金	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
29	土				0:00			0:00
30	日				0:00			0:00
					0:00			0:00
計		15日間勤務(D)		(A)	75:00	計 (A')		0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名	池田 正義			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[75.0 時間] × [単価 1,000 円]		=	75,000 円 (B)			
①' 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間] × [単価 円]		=	0 円 (C)			
③ 通勤手当・日額の場合 (D)		[15 日] × [単価 円]		=	0 円 (E)			
③' " 月額の場合								
④ 総支給額				(B) + (C) + (E) =	75,000 円 (F)			
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】								
(F) - [円(G)(所得税・住民税、保険料等本人負担額)		=	75,000 円 (H)			
金 75,000 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 2023年 4月 28日 氏名						
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H)		[75,000 円] × [按分率 90 %]		=	67,500 円 (I)			
○ 保険料等雇用主負担額		[円] × [按分率 90 %]		=	0 円 (J)			
○ 諸控除額 (G)		[円] × [按分率 90 %]		=	0 円 (K)			
○ 政務活動費充当額の計				(I) + (J) + (K) =	67,500 円			

(注) 1 「勤務実績表」は、この様式中の勤務実績に関する部分を議長が定める標準様式とし、これに準じるものを含みます。
 2 領収書部分は、別に提出することもできます。なお、給与支払等の実態に基づき、適宜、記載事項を修正してください。